処 分 基 準

令和元年12月26日作成

法 令 名:風俗営業等適正化法

根 拠 条 項:第8条

処 分 の 概 要:風俗営業の許可の取消し

原権者(委任先):徳島県公安委員会

法 令 の 定 め:

風俗営業等適正化法第3条(営業の許可)、同第4条(許可の基準)、同第7条(相続)、同第7条の2(法人の合併)、同第7条の3(法人の分割)

処 分 基 準:

風俗営業等適正化法第8条各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、以下のように、速やかに是正、回復等することができ、かつ、現に是正、回復しようとしている場合等で悪意がない又はごく軽微な場合を除き、風俗営業の許可(承認)を取り消すこととする。

・ 第4条第1項第11号に該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速や かにその者の解任手続を進めているようなとき。

問い合わせ先:徳島県警察本部生活環境課

(電話 代表088-622-3101)

備 考: